

給水装置工事の 設計審査及び工事検査手数料の 改正について

令和2年1月17日
東員町上下水道課

● 1

1. 設計審査及び工事検査手数料の現状

＜現状＞

東員町では、給水装置工事の申込が町にあった際に、その工事に対して設計審査業務と工事検査業務が発生するため、手数料を徴収している。

＜徴収根拠＞

東員町水道事業給水条例第30条（抜粋）

手数料は、次の各号の区別により申込者から申し込みの際、これを徴収する。

- (2) 設計審査(材料の確認を含む)及び工事検査をするとき。
工事1件につき工事費の100分の4(1円未満切捨て)とし、6万円を上限とする。

● 2

2. 問題点

＜工事費に4%を乗じる定率制の問題点＞

- ◆指定給水装置工事事業者にとっては、給水材料の数量とともに金額を工事設計書に記入しなくてはならず、負担となっており、業務の簡素化が必要である。
- ◆東員町にとっては、近年、様々な給水材料があり、金額の設定及び工事費の算出に時間を要しており、業務の簡素化が必要である。

● 3

3. 対策

＜手数料の算出方法の改定＞

工事費に定率を掛ける算出方法から設計審査及び工事検査に要する時間に応じた人件費等をもとにした算定方法に改めるものとする。

＜手数料の設定方法＞

給水装置の新設工事又は改造工事においては「一般住宅及び中規模事業所等」、「大規模事業所等」の2つの区分をもとに給水装置の規模（メーター口径）に応じた手数料を設定した。また、撤去工事や一時工事用1栓などの簡易な工事については別途手数料を設定した。

● 4

ご清聴ありがとうございました。